

広島県告示第五百七十五号

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。）第二十三条第一項の規定によつて、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は条例若しくは広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第二十六号）に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成三十年七月五日以降に到来するものについては、個人の県民税、自動車取得税、証紙徴収の方法によつて徴収する自動車税（条例第百十九条第五項及び第百十九条の二を含む。）及び狩猟税を除き、その期限を別に告示で定める期日までに延長する。

平成三十年七月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 地 域	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
---------	--